

中小企業等 採用活動支援補助金

山口市内中小企業等の人材確保に向けて採用力の強化を図るため、採用活動に係る経費の一部を補助します。

補助対象者

山口市内に主たる事務所を有する中小企業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者

申請期間

令和7年4月1日(火)～ ※予算額に達し次第終了
※対象事業実施前に申請が必要です。
申請の流れについては裏面をご覧ください。

対象事業

1. 求人情報誌や就職情報サイト等に正規従業員の求人情報を掲載する事業又は人材紹介サービス(派遣などの正規従業員以外の紹介は除く)を利用する事業
 2. 外国人材受入れ等に係る事業
 3. 採用ホームページの作成や改修、採用を目的とした企業紹介動画の制作に係る事業
 4. 求職者の採用のため、企業説明会等(オンラインも含む)の実施又は参加を行う事業、インターンシップ等の実施を行う事業及び採用活動にかかるコンサルティング等に要する事業
- ※対象要件の詳細については、「山口市中小企業等採用活動支援補助金」ウェブサイトをご確認ください。

補助率及び補助額

事業	補助率	補助限度額
・求人情報掲載又は人材紹介サービス利用事業	補助対象経費の2分の1	10万円 (1回限り)
・外国人材受入れ等に係る事業		10万円 (1回限り)
・採用HP作成・企業紹介動画制作事業		10万円 (1回限り)
・企業説明会等実施参加事業 ・インターンシップ等の実施を行う事業 ・採用活動にかかるコンサルティング等に要する事業		5万円 (複数回可、上限20万円)



申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

TEL 083-934-2645

e-mail furu@city.yamaguchi.lg.jp

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部
ふるさと産業振興課 人材確保支援担当



詳細は、
ウェブサイトを
ご覧ください

補助要件

下記の(1)～(5)の要件をすべて満たす事業者

- (1) 山口市内に主たる事業所を有する中小事業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者であること。
- (2) やまぐちしごと応援サイトへ登録している又は登録予定であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

対象経費

補助金の認定申請を行う日の属する年度の3月31日までにを行った補助対象事業に要した経費。

- (1) 求人情報誌や就職情報サイトへの求人情報掲載に係る費用又は人材紹介サービスの利用に係る費用
- (2) 外国人材受入れに係る初期費用(監理団体の監理費、登録支援機関への委託に係る費用等)
- (3) 採用ホームページの作成や改修、採用を目的とした企業紹介動画の制作に係る委託料等
- (4) ・企業説明会等(オンラインも含む)を実施又は参加に要する参加負担、会場装飾及び企業説明会等に派遣した、従業員の交通費及び宿泊費等
・インターシップ等の実施に係る消耗品費・広告費等
・外部コンサルティング等の委託料等

※(1)・(2)・(3)・(4)は一事業者それぞれ申請可能です。

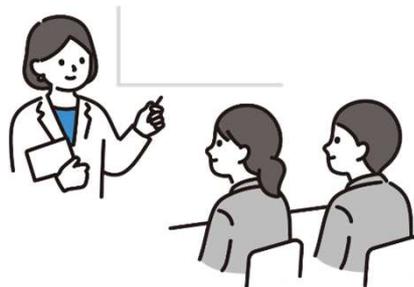
申請書類

下記の(1)～(5)の書類をすべて提出ください。申請様式は、山口市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

- (1) 山口市中小企業等採用活動支援補助金事業認定申請書
- (2) 補助対象経費の見積書等の写し
- (3) 補助対象事業の概要が分かるもの
- (4) 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの(個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し)
- (5) 本市が発行する市税の滞納の無いことの証明(申請日前3か月以内に証明されたもの)

提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部
ふるさと産業振興課 人材確保支援担当



申請の流れ



<詳細については、「山口市中小企業等採用活動支援補助金」ウェブサイトをご覧ください。>